

(令和4年度第1号諮問事案)

横個審第1号

令和5年(2023年)3月15日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市個人情報保護審査会

委員長 三 原 園 子

保有個人情報開示請求における不開示決定に係る審査請求について(答申)

横須賀市長から令和4年12月5日付け横総総第132号をもって諮問された保有個人情報開示請求における不開示決定に係る審査請求について、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年7月4日付け横総人第44号により、横須賀市長が、令和3年度横須賀市職員採用試験(一般事務(障害者対象)第2次試験の面接官の評定表)につきその全部を不開示とした決定のうち、「評価シート」、「12月7日」、「時分～」及び「評価者【 】」を不開示とした判断は妥当ではなく、開示することが相当であるが、その余の部分を開示とした判断は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、令和4年5月22日付けで横須賀市長(以下「実施機関」という。)に対して、「令和3年度 障害者採用試験、1次試験並びに2次試験の点数(合格基準点含む)」及び「2次試験については各面接官の評定表」について、保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。本件請求は郵送により行われ、同月23日に実施機関が受領した。
- 2 横須賀市においては、保有個人情報開示請求は対面で行うことが原則とされており、郵送により保有個人情報開示請求を行うことができるのは、横須賀市個人情報

保護条例施行規則（平成5年横須賀市規則第45号。以下「規則」という。）第22条第1項により「病気、身体障害その他やむを得ない理由があるとき」に限定されている。

また、保有個人情報開示請求を行うに当たっては、「開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出」（条例第15条の2第2項）することに加えて、郵送による保有個人情報開示請求を行う場合には、開示、訂正及び利用停止請求並びに開示の実施における本人確認の手続要領の7において、規則第22条第1項に掲げる「病気又は身体障害の場合は、診断書その他の病気又は身体障害であるため窓口等で請求できないことを証する書類」の提出が要件とされている。

- 3 本件請求においては、保有個人情報開示請求書、個人番号カードの写し及び病気であること等が記載されたメモが同封されていたが、病気であることを証する書類は同封されていなかった。

そこで、実施機関は、令和4年6月10日付けで「診断書その他の病気であるため窓口等で請求できないことを証する書類」の追加提出を求める旨の文書を送付した。

- 4 令和4年6月20日、本件請求における請求者から、病気であることを証する書類の写しが追加提出された。
- 5 実施機関は、令和4年7月4日付け横総人第44号をもって、本件請求に係る保有個人情報のうち「令和3年度 障害者採用試験、1次試験並びに2次試験の点数（合格基準点含む）」については、請求者に係る受験番号、氏名、フリガナ、得点及び順位のみを開示し、請求者以外の受験者に係る受験番号、氏名、フリガナ、得点及び順位並びに合格基準点については、条例第15条の3第7号アに該当することを理由として不開示とする一部開示決定を行った。

これに対し、「2次試験については各面接官の評定表」については、条例第15条の3第7号アに該当することを理由として全部を開示することができないとする不開示決定処分（以下、当該不開示決定処分を「本件処分」という。）を行った。

- 6 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年9月28日付けで、実施機関に対して条例第22条第1項に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同月29日に実施機関が受領した。
- 7 審査庁は、令和4年12月5日付け横総総第132号をもって、条例第22条の2第1項に基づき横須賀市個人情報保護審査会に諮問した。また、同日付けで、条例第22条の2第2項の規定に基づき審査請求人に対して審査会に諮問した旨を通知した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求人が審査請求書において主張した内容は、次のとおり要約することができる。
  - (1) 面接の評価項目に、協調性、主体性等の抽象的な評価項目があった場合に、受験者がそれを知ったとしても具体的にどのようにふるまえば良い評価を得られるのかは知る術がないため、条例第15条の3第7号アには該当しない。
  - (2) 面接官名、着眼点等基準が明らかになるおそれのない部分（面接評価シートのテンプレ）を開示することは、条例第15条の3第7号アには該当しない。
- 2 審査請求人が反論書において主張した内容は、次のとおり要約することができる。
  - (1) 面接官が評定表に受験者に対する自由な意見、印象、評価等具体的に記載したものの開示は求めている。
  - (2) 抽象的な評価項目については開示されるべきであるが、着眼点等の具体的な評価方法についての開示は求めている。
  - (3) 公務員採用試験の面接対策本や各種公務員採用対策セミナー等を開催している専門学校において面接試験対策が行われていることから、処分庁が不開示としたあまりにもありきたりな評価項目については、受験者の一部には既に周知の事実ともいえる。
  - (4) 処分庁は、抽象的な評価項目であったとしても、受験者が当該評価項目を意識した受験対策を講じることが予想され、受験者の真の人間性等について評定することが困難になると主張するが、それは、処分庁に、受験者が演じている作り上げられた人格を見抜く能力が足りないのである。
  - (5) 審査請求人が、他の地方公共団体に保有個人情報開示を求めた際には、抽象的な評価項目（印象、人間性、意欲等10項目程）については開示を受けた事実がある。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張した内容は、次のとおり要約することができる。

- 1 抽象的な評価項目であったとしても、受験者が当該評価項目を意識した受験対策を講じることが予想され、受験者の真の人間性等について評定することが困難になるため、条例第15条の3第7号アを理由として不開示情報に該当する。
- 2 請求対象となっている評定表の様式は、事務の過程を表すような形式であるた

め、当該評定表に記載されている全ての項目が条例第15条の3第7号アを理由として不開示情報に該当する。

- 3 当該評定表全体を不開示とした理由は条例第15条の3第7号アを根拠とするが、同号の「公正な判断が行えなくなるおそれ」も認められるため、同号全体が不開示理由となるものとする。

## 第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

### 1 本件審査請求に係る保有個人情報の特定について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求に係る保有個人情報開示請求書において、保有個人情報の名称又は内容として「各面接官の評定表」と記載している。

これに対し、審査請求書において、「面接評価シートのテンプレ」を開示することは条例第15条の3第7号アに反するものではない旨主張している。

これらの記載内容及び主張内容から、対象とする保有個人情報が記載された文書に齟齬が生じているようにも思えるため、まず、本件審査請求に係る保有個人情報を特定する必要がある。

- (2) そもそも保有個人情報開示請求の対象となるのは、請求者に係る個人情報である。

また、本件審査請求に係る保有個人情報開示請求書には「各」面接官の評定表と記載されている。

これらのことから、本件審査請求に係る保有個人情報は、審査請求人が受験した令和3年度横須賀市職員採用試験（一般事務（障害者対象））2次試験において各面接官が評価を記入した評定表であると解するのが合理的である。

審査請求書には「面接評価シートのテンプレ」と記載されているが、仮に、面接評価シートのテンプレートという公文書を請求対象とするのであれば、審査請求人が受験した面接試験におけるものであるか否かを問わないこととなり、保有個人情報開示請求の制度ではなく、公文書公開請求の制度を用いて請求されるべきものとなる。

以上のことから、本件審査請求に係る保有個人情報は、審査請求人が受験した令和3年度横須賀市職員採用試験（一般事務（障害者対象））2次試験における面接官の人数と同数の、実際の評価が記入された評定表であると特定した。（以下「本件評定表」という。）

## 2 本件処分の妥当性について

以下、本件評定表につき、処分庁が不開示とした判断の妥当性について個別に検討を行う。

- (1) 審査請求人は、仮に評価項目に抽象的な評価項目があったとして、当該抽象的な評価項目は条例第15条の3第7号アに該当しないと主張する。

これに対し、処分庁は、抽象的な評価項目であったとしても、それを開示した場合にはその評価項目を意識した受験対策を講じることが予想され、受験者の真の人物性等について評定することが困難となること、また、本件評定表の様式は事務の過程を表すような形式であるため、全体が条例第15条の3第7号アに該当すると主張する。

審査会が処分庁から本件評定表の写しの提出を受けその内容を見分したところ、試験の評価項目に関する記載事項とそれ以外の部分とが確認されたので、以下(2)(3)において順に検討する。

- (2) まず、本件評定表中の試験の評価項目に関する記載事項について検討する。

ア 一般に、面接試験における着眼点として、抽象的な評価項目と具体的な評価項目とに大別することが可能である。

その上で、具体的な評価項目(「着眼点」等)に関する部分が一部でも開示された場合には、①各評価項目間に密接な関連性が認められることから、開示することによって条例第15条の3第7号アの「試験、選考に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ」があるといえ、かつ②受験者が当該具体的な評価項目を過度に意識して事前に受験対策を講じることとなるとともに、面接官においても画一的な評価に終始し、自由率直な意見を述べる機会を奪われるおそれがあると認められることから、条例第15条の3第7号アの「公正な判断が行えなくなるおそれ」もあるといえる。

これに対し、抽象的な評価項目については、それが開示されたとしても上記①及び②の具体的なおそれはなく、条例第15条の3第7号アに規定するおそれはいずれも認められないものと解する。

イ 審査会において本件評定表を見分したところ、後述する2(3)ウにおいて開示することが妥当と判断した部分以外は全て具体的な評価項目で占められており、いわゆる抽象的な評価項目に該当する記載は存在しないものと判断した。

したがって、審査請求人の主張する抽象的な評価項目はそもそも存在せず、本件評定表における判断には影響を及ぼさない。

また、処分庁が主張するように、本件評定表中の評価項目に関する記載部分

は、試験、選考に係る事務の過程を表す形式をとっていることが確認された。

以上のことから、評価項目に関する記載事項全体について、開示された場合には2(2)アに掲げた①及び②のおそれが具体的・客観的に認められるから、条例第15条の3第7号アを理由として不開示としたことは妥当である。

(3) 次に、本件評定表中の試験の評価項目に関する記載事項以外の部分について検討する。

ア 処分庁は、本件評定表について、その全てが事務の過程を表す形式であるとして本件処分を行ったものである。

イ しかしながら、審査会において見分した結果、本件評定表には、「評価シート」、「12月7日 時 分～」、「評価者【 】」の記載が認められた。

これらの記載は、いずれも試験の評価項目とは無関係であり、試験、選考に係る事務の過程を表しているともいえない。

よって、これらの部分を開示しても、条例第15条の3第7号アのおそれはいずれも認められない。

ウ したがって、本件評定表中「評価シート」、「12月7日 時 分～」、「評価者【 】」の記載については、条例第15条の3柱書が規定する原則に従って開示することが妥当である。

3 なお、処分庁は、本件処分における開示をしない理由として、条例第15条の3第7号アに該当し、「試験、選考に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれがあるため」と記載している。

他方、弁明書においては、「試験、選考に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ」に加えて「公正な判断が行えなくなるおそれ」をも理由として主張している。

このことは、いわゆる処分理由の追完に該当するものと考えられるところ、審査請求が提起された後において処分理由を追完することも認められる。

4 その他

審査請求人及び実施機関のその余の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上より、当審査会は、「第1 審査会の結論」に記載のとおり判断する。

横須賀市個人情報保護審査会

委員長	三原園子
委員	大友朋子
委員	原口佳誠

○ 審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
令和4年9月29日	・ 審査請求の提起
令和4年12月5日	・ 横須賀市長からの諮問（事務担当：総務部総務課）
令和5年1月27日	・ 審議
令和5年3月7日	・ 審議
令和5年3月15日	・ 答申